

講座受講規約

第1条（適用範囲）

本規定は、一般社団法人日本声診断協会（以下「協会」といいます）の主催、運営するすべての講座を対象とします。

第2条（受講の申込み）

協会の講座を受講するためには、所定のお申込み方法にてお申込みを頂きます。お申込みから3日以内に受講料のお振込みを頂けない場合、お申込みを解約させて頂く場合がございます。

第3条（受講契約の成立）

申込み後、受講料をお支払い頂いた時点で、受講契約が成立します。但し、お申込みから3日を経過して受講料をお支払い頂いた場合、協会側の受講の承認があった場合に受講契約が成立するものとします（既に定員に達している可能性があるためです。なお、協会側の承認がない場合、お支払い頂いた受講料は返金しません）。

第4条（受講料）

講座ごとに、別途定めるものとします。

第5条（受講の解約）

受講料入金後、受講者の方からの解約は受け付けておりませんので、ご入金後、講座受講の解約のお申し出をされても返金は一切致しません。分割による支払いの場合も、その全額をお支払い頂くこととなります。また、お申込み後、入金なき場合も講座開始日3日前以降の解約はお受けできません。全額お支払いいただきます。

第6条（受講料の返金）

講座を休まれた場合でも、受講料の返金は一切致しません。なお、講座受講の振替制度は特に設けておりません。

第7条（講座修了の要件）

講座の全時間を履修の上、所定の要件を満たした方のみ講座修了となります。

第8条（遵守事項）

講座を受講するにあたり、下記事項を遵守していただきます。

- （1）主催者、運営者、講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- （2）講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった若しくは理解しづらい部分があったとしても、主催者、運営者、講師等に

切の責任を求めないこと

(3) 講座の受講において知り得た内容に基づき、自ら若しくは第三者を通じて行った結果等について、主催者、運営者、講師等に一切の責任を求めないこと

(4) 講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、主催者、運営者、講師等に一切の責任を求めないこと

(5) 他の受講者に対して、商品及びサービス等の購入勧誘行為並びにセミナー等への参加勧誘行為（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと

第9条（除名）

次のいずれかに該当した場合には、除名されることがあり、除名された場合は、今後、協会の如何なる講座の受講も出来なくなります。

(1) 協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合

(2) 講座の内容を改変して使用した場合

(3) 本規約又は法令に違反した場合

(4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

(5) 協会の事前の同意なく、協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合

(6) 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

(7) 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合、除名をされた場合でも、その時点でお支払頂いた受講料等は一切返金致しません。

第10条（著作物等）

講座の受講において受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます）に関する著作権及びその他知的財産権が主催者、運営者、講師等に帰属し、これらを侵害するような次の各号に定める行為を、本著作物等の権利者の事前承諾を得ずに行うことを禁じます。

(1) 本著作物等の内容を、自ら若しくは第三者を通じて一部でもウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

(2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自ら若しくは第三者の著作物に掲載する行為

(3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為

(4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第11条（音声分析ソフト）

受講者は、協会の運営する講座において、また、後に協会が認定をする音声心理士資格を名乗る場合において使用する音声分析ソフトは、協会が認めるものに限るものとし、それ以外の音声分析ソフトは使用することができないものとする

る。

第12条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第13条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、協会及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第14条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第15条(合意管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、藤沢簡易裁判所又は横浜地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第16条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

私は、上記の各規程を遵守することをここに誓約致します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名